

第2回広島家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成16年6月24日（木）午後1時30分～午後3時30分

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

飯岡久美，今中 亘，清川育男，佐藤道恵，新澤美枝子，田尾登美子，
竹中省吾，辻 秀策，野口光代，堀田 稔

【説明者】

水口首席家庭裁判所調査官

【事務担当者】

瀧総務課長，中野庶務係長

第4 議事

1 開会宣言（総務課長）

2 広島家庭裁判所所長あいさつ

3 裁判員制度についての説明

佐藤委員から裁判員制度について説明

4 家庭裁判所調査官の仕事の内容等について

首席家庭裁判所調査官から家庭裁判所調査官の仕事の内容等について説明

5 意見交換

〔委員長〕

今回の意見交換のテーマである「家庭裁判所の広報について」，「国民にとって利用しやすい裁判所」，「家庭裁判所からの情報発信の在り方」について，委員の皆さんの御意見をお聞かせいただきたい。

〔委員〕

- ・ 裁判所の見学や講師派遣の状況を説明した資料を見て、大学生、高校生、小学生が、家庭裁判所を訪れて、書記官や調査官の講話を聴いていることを知り、広島家庭裁判所が、広報活動に、かなり力を入れていることを初めて知った。
- ・ 裁判員制度が導入されると、当たる確率は高くはないものの、20歳以上になれば誰でも裁判員に選任される可能性があり、これまでのように、よほど悪いことをしなければ裁判との関わりを持たなくてよいという時代ではなくなった。そういう意味でも裁判員制度のPRにもっと力を入れるべきだと思う。
- ・ 最近の若者は、メールなどを使いこなし、ITを身近に感じている者が多い。家裁の広報を行う場合、その辺りに活路を見出していく余地はないか。
- ・ 裁判所の窓口に色々なパンフレットが備え付けてあっても、窓口で手にして見ることは難しい。
- ・ 裁判所の広報用ビデオを学校に貸し出して社会科の授業で活用してもらうなど、もっと裁判所が積極的に、子供にビデオを見てもらう機会を作るのがよいと思う。
- ・ 家裁の少年事件は非公開で、実際に行われている審判を傍聴させてもらえないのであれば、模擬審判を行ってその様子を撮影した紹介ビデオを作成し、裁判所を訪れたグループ等に見せれば、家庭裁判所をもっと身近なものに感じてもらえるのではないかと思う。
- ・ 裁判所における広報用予算はどうなっているのか。

〔総務課長〕

- ・ 憲法週間や法の日週間行事については予算が配布されるが、そのほかは、特別な行事等を行うときに予算上申することになる。

〔委員長〕

- ・ 裁判員制度に関する広報では、かなりの額の予算が計上されるように聞いて

ている。

[委員]

- ・ 広島家庭裁判所に手続案内のテレホンサービスがあり、音声案内やファックスサービスを行っていることを初めて知った。
- ・ マスコミは、佐世保での小学生殺人事件のように、大きなことがあれば取り上げる。裁判所の広報予算が少ないのであれば、もっとマスコミを上手に利用するために、マスコミが取り上げてくれると思われるタイムリーな話題や素材を提供すれば報道してもらえと思う。
- ・ 裁判官や所長が家裁の現状などを紹介する記事を新聞のコラム欄に投稿することによって、家庭裁判所をもっと市民に身近に感じてもらえと思う。
- ・ 前回開催された広島家庭裁判所委員会の議事録を見ようと思って広島家庭裁判所のホームページを検索してみたが、なかなか目的のホームページにアクセスできなかった。
- ・ 携帯電話から裁判所のホームページにアクセスできるようにしてはどうかと思う。
- ・ 私の所に相談に来た人の中に、「最初に裁判所に相談に行ったところ、弁護士に相談した方がいいんじゃないかと言われて相談に来ました。」という人が割といて、結構、家庭裁判所に足が向いているんだなと感じた。
- ・ 家庭裁判所に相談に行く人がいるというのは、弁護士の所へ行くとお金がかかるから公的機関である裁判所へ先に行ったのだと思う。家庭裁判所がそんなに行きやすい所という感覚ではないと思う。
- ・ テレホンサービスのどの項目の利用が多いかということが分かれば、利用者の傾向が分かると思う。福祉関係では、認知症等の老人の財産に関する後見制度の問題が、障害児を抱えている親の会では親が亡くなった後の問題が切実な問題として上がっている。もっと家庭裁判所の機能を表に出して、具体的な情報を市民に提供するような広報をした方がよいと思う。

- ・ 利用者は、家庭裁判所でどういうことができるのかということが分からなければ相談に行かないと思う。そのためには、家庭裁判所がどんな機能をもっているのかということを知ることが重要だと思う。
- ・ テレホンサービスのどの項目に何件アクセスがあったかということはあるのか。

[委員長]

- ・ テレホンサービスにアクセスした件数は集計しているが、その集計を有効に活用できていないのが実状である。

[委員]

- ・ 今回配布された資料によれば、裁判所の見学者として学生の記載はあるが、講師の派遣先に学校の記載がないが、学校への講師派遣はどうなっているのか。

[委員長]

- ・ 学校の記載がないのは、講師を派遣していないからだと思う。

[委員]

- ・ 中学校、高校が、家庭裁判所に講師派遣の要請をすれば、家庭裁判所から講師を派遣してもらえるのか。

[委員長]

- ・ 日程が合えば、家庭裁判所から講師を派遣することは可能である。

[委員]

- ・ 最近、中学校、高校における職業教育が進んでいて、弁護士の仕事についての講演依頼があり、学校に講師として行くことがある。その際、弁護士の仕事の話だけでなく、裁判制度についても説明している。
- ・ 弁護士会では、毎年4月ころ、各学校に、希望があれば講師派遣を行うという内容の文書を発送しているが、それでもなかなか応募がないのが実情で、学校に講師派遣することを個別に通知をしないと、学校の先生は講師派遣し

てもらえるということが分からない。裁判所から学校へ講師派遣が可能であるのなら、家庭裁判所から学校へ案内文書を送付するといった広報の方法もあると思う。

[委員長]

- ・ 裁判員制度の広報については、広島高裁，広島地裁，広島家裁全体で検討している。

[委員]

- ・ 放送局に勤務している経験から意見を述べるが、今の時代はビジュアル的に見せることが大事だと思う。
- ・ 裁判所にあるビデオの一覧表を見せていただいたが、私共もよく番組を作るが、29分間のビデオは、相当忍耐力をもって見なければならない。ビデオは、長くても15分くらいにまとめ、エッセンスだけを、ビジュアルに分かりやすく、しかも文字もあるといったものがよい。家庭裁判所は非公開で実際の様子は撮影できないから、コンピュータグラフィクスなどを利用して家庭裁判所での審理がどのように進められるかを説明したビデオ作成を考えてみてはどうか。
- ・ 家庭裁判所のビデオは、希望者に貸し出すだけでなく、公民館や区役所などに貸し出し、より多くの人に視聴してもらう方法を採らないと、裁判所の敷居の高さは取り除けないと思う。家庭裁判所のことを知ってもらうことが第一で、そうでなければ、すそ野は広がらないと思う。
- ・ SARS問題のポスターを医療機関に貼っておいてもどうしようもないことで、日本医師会がどうしてもっとコマーシャルしないのかと疑問を持っていた。それと同様で、裁判員制度の広報についても、裁判所は相当コマーシャルしないと国民に浸透しないと思う。よほど熱心な人でないと職場で、裁判員制度のことを話題にする人はいないと思う
- ・ 私は地域で活動する団体に所属している関係で、そういう意味では一番家

庭裁判所の広報活動に協力できる団体だと思っている。先ほど、15分くらいのビデオがよいという話があったが、裁判所から講義に出向いてもらい家庭裁判所の話を15分程度話してもらうにしても、外に何か行事がある時に一緒に行うのでなければできない。裁判所から一方的に話をしたいと言われても、それだけでは行事を組めないし、開催することは難しい。

- ・ 今回、家裁委員会の資料を見せてもらい、初めてビデオの存在や、裁判所から講師を派遣してもらえることを知った。
- ・ 私は少年を預かっている関係で、少年がもっと家庭裁判所をもっと身近に感じ、家裁調査官が少年たちの話相手になって、心と心がつながるようなものになってほしいと思っている。
- ・ 少年や保護者にとって家庭裁判所がもっと身近なものになり、それがだんだん輪になって広がって行って欲しいと思っている。
- ・ 裁判員制度の実施が5年先ということで、まだ先のことであるという感じがして、今どうしようという感覚はない。学校に講師を呼んで、生徒と保護者が一緒に裁判員制度の話を聞けばすごく勉強になると思うが、いざそれを実際に実施するとなると、3、4年後の切羽詰まったときに考えることになるのかなと思う。

[委員長]

- ・ 定刻となりましたので、この辺りで本日の意見交換は終わりにしたいと思います。貴重な御意見をありがとうございました。

6 第3回委員会の意見交換のテーマ

今回積み残しのテーマ（国民にとって利用しやすい家庭裁判所）について意見交換を行うほか、各委員から意見交換のテーマの要望があれば、そのテーマについて意見交換を行う。

7 第3回委員会の開催期日

平成16年10月又は11月に開催することで日程調整を行う。

8 広島家庭裁判所所長あいさつ

9 閉会宣言（総務課長）